

総 合 評 価 書

事業名：県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館））

担当部局：総務部管財課

1 事業実施の必要性について

- ・ 東南海・南海地震等の大規模地震に対応するため、県庁舎の耐震化を早急に実施する必要がある。庁舎の機能・安全性を確保するためには、構造体の耐震安全性確保・内装材の不燃化・消防設備の適合化・家具等の転倒防止を実施する必要がある。
- ・ 庁舎の耐震化に併せて、省コスト、省エネ化、UD化、エコ化などの課題に配慮していく必要がある。

2 事業効果について

- ・ 大地震時（震度6以上）においても本庁舎（本館）の機能・安全性が確保され、防災拠点施設として災害対策活動を実施することができる。
- ・ 大地震時に、建物の損傷や人的被害が防止され、災害対策活動のみならず、一般行政サービスの提供も確保される。
- ・ 庁舎の省コスト、省エネ化、UD化、エコ化が一層推進される。

3 施設整備の内容について

- ・ 地震等の災害時には、防災拠点施設として県の組織が一体となって被災後応急活動や復旧活動を行うこととなるため、防災機能が一層強化されるよう、庁舎全体の改修事業とする。
- ・ 地震等の災害時に防災拠点施設として機能する必要性や執務空間の確保などを考慮し、地震の揺れが低減され柱・梁等の補強が少ない免震工法で実施する。
- ・ 工事中の円滑な行政事務の確保、来庁者の利便性確保等を考慮し、敷地内に仮設庁舎を建設する。
- ・ 仮設庁舎については、長期的な視点から、将来の人員配置、組織配置等も想定しながら、工事完了後も恒久的に利用できる庁舎として整備する。

4 財政負担額について

総事業費は概ね妥当と認めるが、事業評価委員会の意見を踏まえ、設計・施工の段階における事業費や今後の管理運営費の節減に努める。

5 事業手法等について

- ・ 別の場所に新築する方法も考えられるが、そのためには、場所の選定に期間を要し、事業費が極めて高額になる。従って、早急に耐震化を行う必要があることや、本県の財政状況などを総合的に勘案し、現庁舎の耐震化を進めていくこととする。
- ・ 庁舎で業務を行いながら改修する必要がある、PFIの手法になじまないため、県直営により耐震改修事業を実施する。

6 その他

県民から寄せられたご意見については、別紙のとおりであった。

< 総 合 評 価 >

事業評価委員会の意見や議会での議論、県民からの意見を踏まえ、総合的に検討した結果、次の方針により事業を進めることとする。

- ・ 平成20年度に実施設計を行い、平成21年度に工事に着手し、平成23年度中の事業完了を目指す。
- ・ 本県の財政状況に十分配慮し、事業費及び管理運営費の節減を図るよう努める。
- ・ 仮設庁舎については、長期的な視点から、工事完了後も恒久的に利用できる庁舎として整備する。